

第2章 活動体制の確立

第1節 水防警戒体制

《基本的な考え方》

大阪管区気象台から大雨、洪水等の注意報、台風の接近に伴う台風情報等が発表され、災害の発生が予測される場合は、災害の警戒、防ぎよなどのため水防警戒体制を確立する。

《対策の体系》

水防警戒体制	1 水防警戒体制の確立
--------	-------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
土木下水道部	1 水防警戒体制の整備に関すること 2 情報の収集・伝達に関すること
建築都市部 消防本部	1 情報収集等警戒活動の準備に関すること
総務部	1 土木下水道部との連携及び情報の収集に関すること

《対策の展開》

1 水防警戒体制の確立

(1) 体制の基準

大雨、洪水等の注意報及び台風の接近等に伴う台風情報等が発表されたとき。

(2) 活動

土木下水道部、建築都市部、消防本部及び総務部危機管理室の職員が情報収集等の水防警戒活動にあたる。

(3) 連絡窓口

情報等の取りまとめ及び各部長等への連絡のため、土木下水道部警戒要員を連絡窓口とする。

(4) 体制の通知

土木下水道部長が市長、助役及び水防本部関係部長に連絡する。

(5) 体制

ア 土木下水道部は、水防警戒体制をとり、情報の収集・伝達体制を整える。

イ 建築都市部は、土木下水道部警戒要員からの情報により、適宜体制を整える

ウ 消防本部は、消防署所の当務職員により、情報収集・伝達体制を整える。

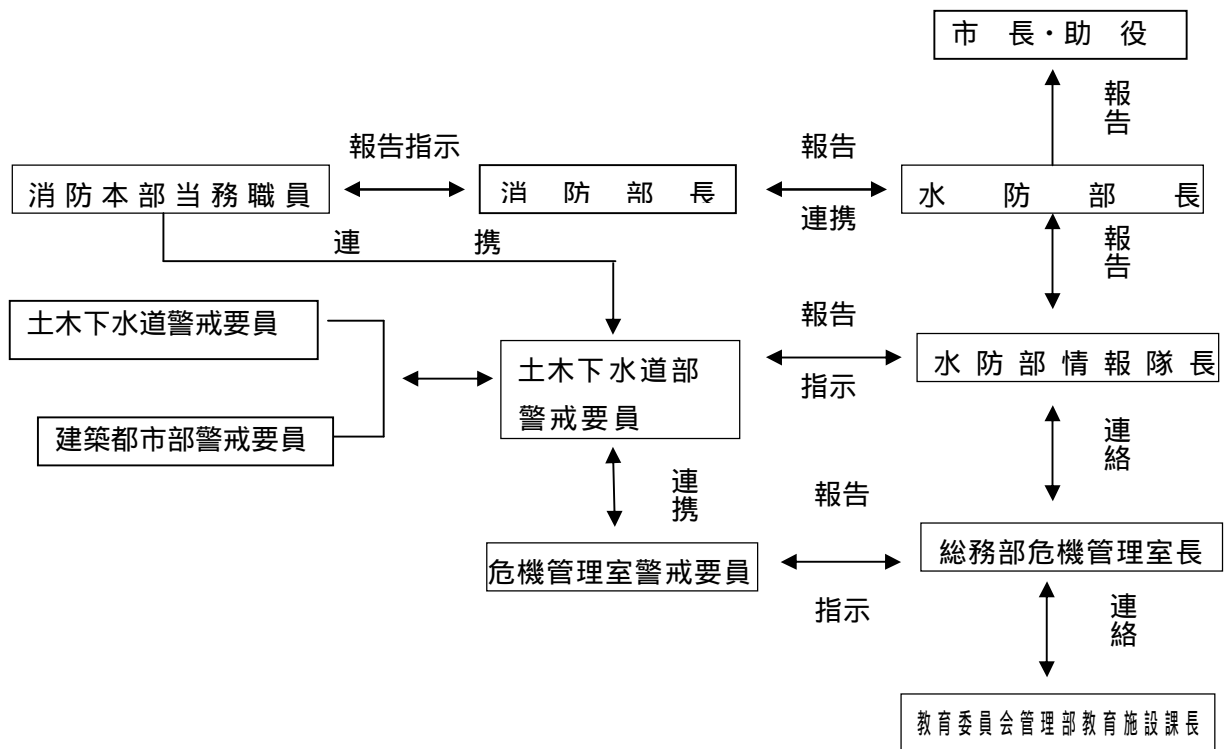
(6) 情報伝達経路

気象情報及び被害情報等の情報は、土木下水道部警戒要員が一元的に集約するとともに、必要に応じて、気象予警報等、被害等の情報を水防部市民情報隊長（又はこれに代るもの）に報告し、水防警戒体制の拡充又は縮小の指示を受けるものとする。

水防警戒体制の拡充の指示があった場合は、土木下水道部警戒要員が指示に基づき、あらかじめ定められた手順により、職員に出動の連絡をする。

危機管理室長は、水防警戒体制拡充の連絡を受けた場合は、直ちに気象情報等の情報収集・伝達体制を確立する。

【情報伝達経路図】



第2節 水防本部の設置

《基本的な考え方》

大雨、洪水等の警報が発表され、災害発生が予測される場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、活動組織を設置し、指揮命令系統の迅速な確立を図る。

《対策の体系》

水防本部の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部の設置 2 水防本部の廃止 3 水防本部の設置及び廃止の通知 4 水防本部の組織等 5 職員等の活動環境 6 大阪府現地災害対策本部との連携
---------	---

《応急対策の分担》

実 施 担 当	実 施 内 容
本部長（市長）	1 水防本部の設置及び廃止の決定に関する事
水防部庶務隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部の設置及び廃止に関する事 2 水防本部会議の開催に関する事 3 職員の動員に関する事
水防部危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関への水防本部の設置及び廃止の通知に関する事 2 大阪府現地災害対策本部との連携に関する事

《対策の展開》

1 水防本部の設置

(1) 設置基準

- ア 大雨、洪水等の警報、台風の接近等による台風情報及び猪名川・神崎川・千里川・天竺川・菟川・高川の水防警報が発表又は発令され災害発生が予測されるとき
- イ 大阪府知事指定水防警報河川（千里川、天竺川、菟川、高川、神崎川）の水位及び潮位が、警戒水位に達したとき
- ウ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置手続

- ア 市長は、水防本部（以下「本部」という。）設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。
- イ 本部組織に基づく部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは土木下水道部長を通じ市長に本部の設置を進言する。
- ウ 土木下水道部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは助役を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3) 本部長の代理

市長に事故あるとき、又は欠けたときの本部長代理は、助役、助役、収入役、教育長、水道事業管理者の順とする。

(4) 設置場所

本部は、市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。

2 水防本部の廃止

(1) 災害応急対策の終息に基づく廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。

(2) 災害対策本部への移行による廃止

災害が拡大する等により災害対策本部を設置（「第 1 章 風水害応急対策の基本」参照）したときは、本部を廃止する。ただし、水防部の活動は、水防本部組織が引き続き行うこととし、水防部庶務隊は災害対策本部総括部の業務を応援する。

3 水防本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事にその旨を通知する。

4 水防本部の組織等

(1) 緊急対策会議

緊急対策会議は、副本部長（助役）、土木下水道部長、建築都市部長、消防長、法務・危機管理担当理事、土木下水道部理事及び関係部長で構成され、本部会議及び水防部会議を招集するいとまがないときに副本部長の招集によって開催し、本部会議と同様に災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。なお、決定事項は、速やかに本部長又は本部会議に報告するものとする。

(2) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害予防及び災害応

急対策を協議決定する。

また、災害対応の迅速性を図るため、本部に水防部及び消防部を置き、警戒活動及び応急対策活動を実施する。

ア 水 防 部

(ア) 水防部は、土木下水道部長を部長とし、水防部各隊は水防部長の指揮のもと活動する。

また、本部長の応援指示により活動する災害対策本部機構各部は、水防部長の指揮のもと活動する。

(イ) 水防部長の代理

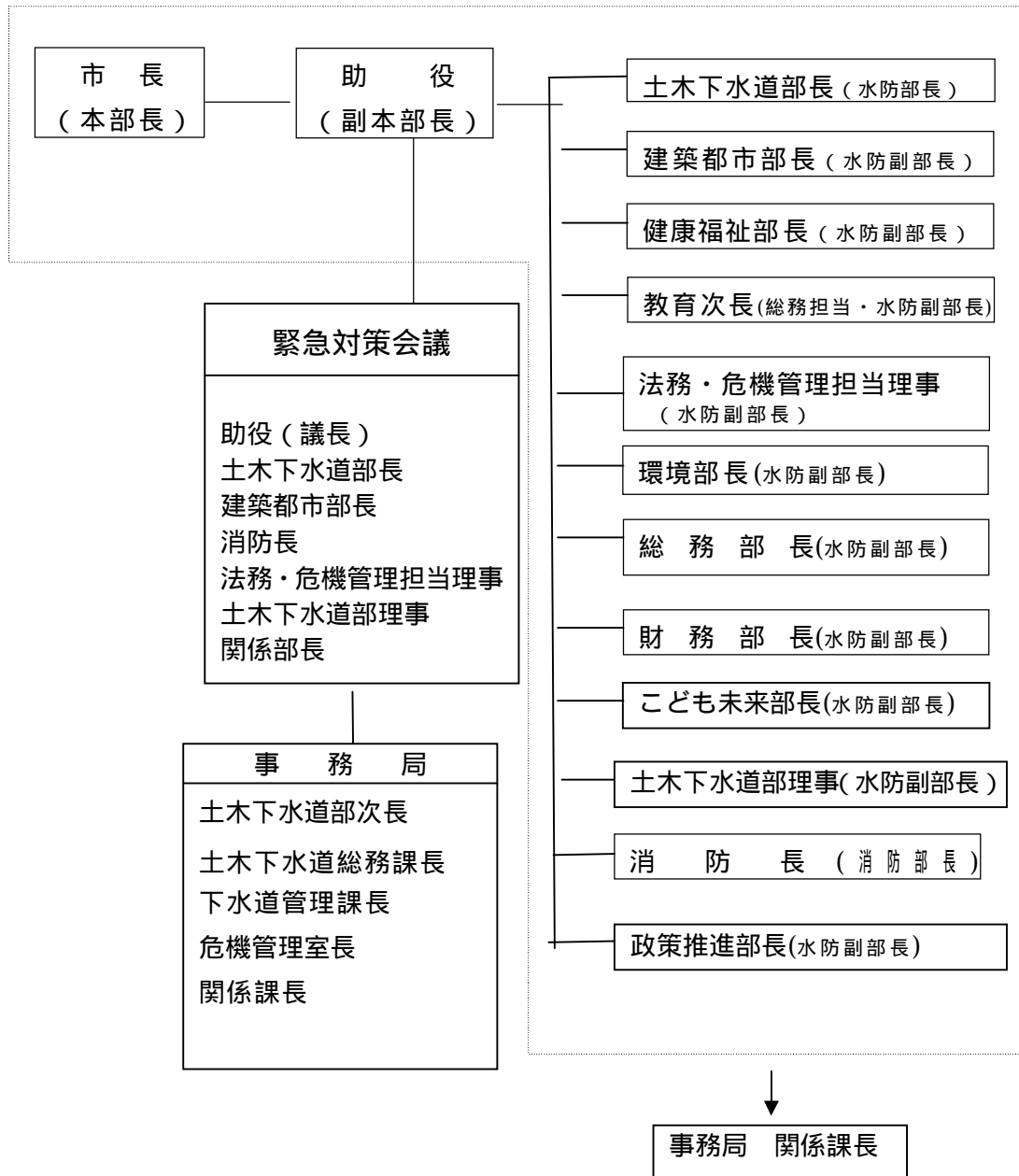
水防部長に事故あるとき、又は欠けたときの水防部長の代理は、水防部副部長、土木下水道部理事、土木下水道部次長の順とする。

イ 消 防 部

消防部は、消防長を部長とし、消防部各隊は消防部長の指揮のもと活動する。

【水防本部組織図】

水防本部会議



資料：風水害 - 1 豊中市水防本部組織表

5 職員等の活動環境

(1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務担当課は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2) 24 時間体制への対応

災害の発生直後は、場合によっては 24 時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は適切な班の編成、仮眠場所の確保、職員の健康管理等に努める。

6 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、水防部危機管理室が連絡窓口となり連携を図る。

第3節 水防本部の活動体制

《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、災害等の状況に応じた配備体制を取る。

《対策の体系》

水防本部の活動体制	1 活動体制
	2 配備体制
	3 配備指令
	4 動員報告

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定及び配備指令に関する事
水防部庶務隊	1 配備指令の伝達に関する事 2 配置人員の把握に関する事 3 職員の応援要請に関する事
水防部危機管理室	1 府等への配備状況の通知に関する事

《対策の展開》

1 活動体制

豊中市水防本部機構表に基づき、活動を行う。

資料：風水害 - 2 豊中市水防本部機構表

2 配備体制

風水害対策に従事するため、市長があらかじめ水防要員として指名する職員で、水防体制を確立する。

また、水防要員のみでの対応が困難な場合は、水防部長が本部長に他の部局の応援を要請することとし、本部長は災害対策本部機構に基づき各部に応援を指示する。なお、本部長に要請するいとまのないときは、水防部長の応援要請をもって本部長の応援指示と見なす。この場合、速やかに本部長に応援要請内容等を報告するものとする。（「第4章第1節 水防 本部体制の充実等」参照）

3 配備指令

(1) 配備指令

別表に定める水防配備基準により、本部長が指令を発する。

資料：風水害 - 3 水防体制動員一覧表

(2) 配備の連絡系統

ア 勤務時間外の配備

(ア) 大雨、洪水等の予警報が発表された場合は、緊急出動担当職員は連絡後ただちに出動する。

なお、緊急出動担当職員は降雨状況等により気象ニュース等に留意し、緊急出動に対応できるよう心掛けるものとする。

(イ) 配備基準よりも配備体制を強化する場合は、各隊の連絡網に従い動員連絡する。

イ 勤務時間内の配備

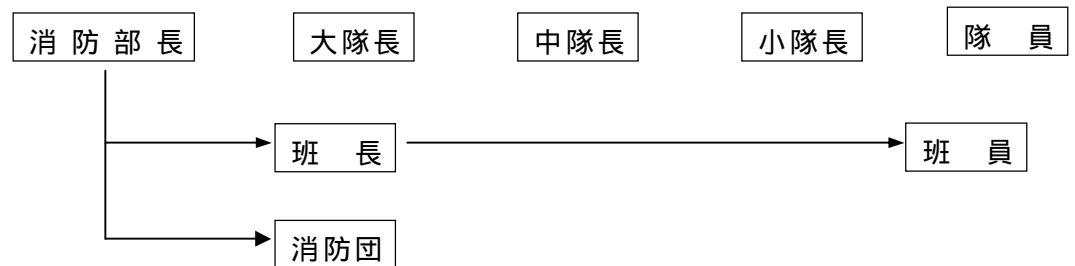
配備指令とともに庁内放送等により連絡する。

【水防本部の配備通達ルート】

水防部



消防部



4 動員報告

各班ごとの動員状況を各隊で取りまとめ、水防部庶務隊に報告する。

資料：様式 - 2 「動員報告書」

別表 【水防配備基準】

種 類		配 備 の 基 準
水 警 防 戒 体 制	警戒要員 体制	台風が進路が近畿地方に予想されるとき又は北大阪に大雨に関する注意報等が発表され、体制の必要が認められたとき、主として情報の収集及び連絡にあたり、配備体制の指示連絡が行える体制
水 防 本 部 体 制	A号 - 1 配備体制	台風が進路が近畿地方に接近すると予想されるとき又は北大阪に大雨洪水に関する警報等が発表され、局地的な集中豪雨その他の気象状況等により、被害が予想され若しくは発生したとき
	A号 - 2 配備体制	台風が進路が大阪府付近に接近すると予想されるとき又は北大阪に大雨・洪水に関する警報等が発表され、集中豪雨その他の気象状況等により、複数の地域で相当の被害が予想され若しくは発生したとき
	B号 配備体制	台風が大阪府付近に接近したとき又は北大阪に大雨・洪水に関する警報等が発表され、集中豪雨その他の気象状況等により、大規模な被害が予想され若しくは発生したとき
	C号 配備体制	B号配備体制からさらに増員の必要が生じ、本部長が必要と認めたとき
	災害対策 本部体制	水防本部を設置し、警戒、応急対策活動を実施しているときで、避難準備情報の発令を行うこととなった時。
災害対策本部 体制	災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みのとき及びその他市長が必要と認めたとき	

注 1 : 大阪市、兵庫県阪神地区の気象情報に注意すること。

注 2 : 水防部長、水防部副部長及び消防部長は、風水害対策を総合的に勘案して所属職員に対し、自らの判断により、上記基準と異なる水防部体制を敷くことができる。

注 3 : 消防部 1号・2号非常招集は、消防計画に定めるところによる。

注 4 : 消防部当務員警戒について、毎日勤務職員の勤務時間にあつて、非常警戒態勢に毎日勤務職員が加わり、約 150人体制となる。

資料：風水害 - 3 水防体制動員一覧表

第4節 水防用資機材の整備

《基本的な考え方》

水防活動に必要な資機材を要水防区域などの重要度を勘案し、水防倉庫等に備蓄するとともに、整備点検を行い応急対策活動の円滑な推進を図る。

《対策の体系》

水防用資機材の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防倉庫等の整備 2 水防資機材の整備 3 資機材の調達
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
水防部浸水処理隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防倉庫等の整備に関すること 2 水防資機材の整備点検に関すること
水防部庶務隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策用資機材の調達要請に関すること
水防部契約検査室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内業者等からの応急対策用資機材の調達に関すること
水防部危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 府等への応急対策用資機材の調達要請に関すること

《対策の展開》

1 水防倉庫等の整備

水防に必要な資機材を要水防区域の重要度を勘案して、水防倉庫に備蓄するほか、消防分団にもできるだけ分散備蓄して、有事の際、迅速に輸送使用できるようにする。

資料：風水害 - 4 豊中市関係水防倉庫一覧表

2 水防資機材の整備

- (1) 災害発生に伴う停電時の情報確保の電池式受信機を設備しておく。
- (2) 水防設備、資機材の配置は水防用資機材一覧表のとおり。

資料：風水害 - 5 水防用資機材一覧表

3 資機材の調達

水防資機材の確保のため、手持資材量を調査し、緊急時の補給に備えるとともに、資機材を使用し、又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

また、緊急時の資機材の調達は、契約検査室に資機材関係業者からの調達を要請するとともに、必要に応じて、危機管理室を通じて府池田土木事務所等に調達を要請する。

第5節 水防区域及び水防事務組合

《基本的な考え方》

市内の河川及びため池等の現状を把握し、水防区域として設定するとともに、広域多岐な水防体制を確立するため、水防事務組合を構成する。

《対策の体系》

水防区域及び水防事務組合	1 水防区域 2 水防事務組合
--------------	--------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
水防部市民情報隊	1 水防区域の設定に関する事 2 要水防ため池の指定に関する事 3 水防事務組合に関する事

《対策の展開》

1 水防区域

市内の河川、ため池等の水防区域を、その区域の現状並びに洪水及び高潮が公共上及ぼす影響の程度により、次のとおり分ける。

- (1) 重要水防区域
- (2) 危険な個所又は区域
- (3) 要水防ため池

資料：風水害 - 6 水防区域一覧表

資料：予防 - 3 要水防ため池一覧表

2 水防事務組合

大阪府知事が指定する5組合のうち、淀川右岸水防事務組合は大阪市、豊中市、高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、島本町をもって組織する。

【淀川右岸水防事務組合】

水防本部	大阪市淀川区新北野1丁目11番11号
組合事務所	電話 06(6302)872 1・8722 FAX 06(6302)0330 府無線 852-0
管理者	大阪市長
副管理者	大阪市建設局長

資料：風水害 - 7 淀川右岸水防事務組合区域図